医療関係の各受給者証等を更新します

～福祉医療受給者証は新番号に手続きをお忘れのないように～

8月1日から使用する医療関係の各受給者証の更新を、次の日程で行います。

該当する方には更新手続きの通知をします。同封の申請書に必要事項を記入のうえ、期間内に提出してください。

福祉医療受給者証は、すべて新しい番号になります。8月1日以降は、現在の受給者証は使えませんのでご注意ください。

◎対象者

①国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定対象者（国民健康保険に加入している70～74歳で市民税非課税世帯の方）

②福祉医療費受給者（受給者証の有効期間が平成22年7月31日までの方）

※後期高齢で有効期間が記されていない方には、新しい受給者証を郵送します。

◎交付期間

7月26日(月)～28日(水)

◎交付時間

午前8時30分～午後8時

◎交付会場

市役所仁賀保・金浦・象潟各庁舎（住所地の庁舎）

中学生の福祉医療

今年度から、中学生の福祉医療（入院時の医療費無料化と食事療養費の半額助成）が拡充されています。受給者証は送付されませんので、医療機関で支払いを済ませた後、市の窓口へ申請してください。

◎問合先

市民課　国保年金班　☎32・3032

用語解説

Ⅰ　福祉医療事業…

乳幼児や重度の心身障害者、ひとり親家庭の子どもなどの心身の健康と生活の安定を図るため、健康保険で医療を受けたときに、窓口で支払う自己負担分を県と市で負担する制度です。

にかほ市では、独自に所得等条件を撤廃し、小学生以下は自己負担なし、対象を中学生まで拡大しています。（中学生は入院のときのみ）

Ⅱ　高額療養費制度…

病院に長期入院したり、長期間の治療が必要な場合、健康保険に加入していても自己負担額が高額になります。そのために一定の金額（自己負担限度額）を超えた部分が払い戻される制度です。

国保・後期高齢者医療とも、入院時にこの限度額がさらに減額される（自己負担額が減る）のが、限度額適用・標準負担額減額認定です。

国民健康保険のお知らせ

～平成22年度納税通知書を発送します～

平成22年度国民健康保険税の納税通知書は7月15日に送付されます。（到着に2～3日かかる場合があります）

国保加入者（5月以降に抜けた方も含む）がいる世帯で、納税通知書が届かない場合は税務課市民国保税班（☎43・7505）にご連絡ください。

なお、今年度、国保税限度額が69万円から73万円に変更されています。

～非自発的理由で失業した国保加入者の方へ～

倒産や雇止めなどの理由で平成21年3月31日以降に失業した国保加入の方には、国保税の軽減措置があります。

軽減を受けるには雇用保険受給資格者証を持参の上、市役所窓口への届出が必要です。

詳しくは市民課国保年金班（☎32・3032）に問い合わせください。

安心して暮らせる福祉のまちへ

～ にかほ市の新たな福祉サービス ～

市では、障害者手帳（身体障害者・療育・精神障害者保健福祉の各手帳）の交付を受けている方へ、障害福祉サービス事業（居宅介護、短期入所ほか）や補装具・日常生活用具の給付などを行っています。

今年度からは、障害者手帳を交付されていない方も対象になる新たな支援を始めています。

利用を希望される方は、所得要件や利用者負担などの詳細を、福祉事務所福祉課福祉班（☎32・3034）に問い合わせください。

●障害者手帳の交付を受けていない方への支援

難聴児補聴器購入費助成事業

軽度・中度の聴覚障害児（18歳未満）で、補聴器の装用が必要な方へ、言語の習得やコミュニケーション能力の向上を促進するため、補聴器の購入費用の2／3を助成します。

難病患者等ホームヘルプサービス・日常生活用具給付事業

在宅で療養が可能と医師に診断されている難病患者で、他の制度の助成対象にならない方へ、ホームヘルパーを派遣したり、特殊寝台・便器、訓練ベット、車イス等用具を給付します。

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾患児で、他の制度の対象にならない方へ、特殊寝台や特殊マット、特殊便器や車イス等の用具を給付します。

すこやか療育支援事業

児童デイサービス（日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を受けること）を利用する修学前乳幼児の保護者へ、通園に伴う経済的負担を軽減し、障害児を療育できる環境を整えるため、利用者負担額の1／2を助成します。

※この事業は、障害者手帳の有無に関わらず、対象となります。

●ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭が病気や看護、事故、出張、学校行事などで家事に困った時に、家庭生活支援員（家事援助中心のホームペルパー）を派遣します。利用時間は、午前8時30分から午後5時までの3時間以内とし、1件の事由につき7日間以内です。

児童扶養手当・特別児童扶養手当　現況届等の提出

①児童扶養手当

ひとり親家庭の「生活の安定と自立を促進するため」に支給されます。

②特別児童扶養手当

20歳未満で、心身に障害がある子どもを養育している方に支給されます。

◎現在、認定を受けて受給している方へ

①現況届を8月中に提出してください。

②所得状況届を8月11日から9月10日までに提出してください。

※児童扶養手当を受給後、5年を経過すると手当の一部が支給されなくなります。要件に該当する場合は、別に届出をすることで、これまでどおり受給できます。対象者には通知していますので、現況届と同時に提出をしてください。

問合先窓口　福祉事務所福祉課福祉班☎32・3034、金浦市民SC（サービスセンター）☎38・4300、象潟市民SC（サービスセンター）☎43・7500

下記の日程・会場でも現況届等を受け付けします

	期　日	時　間	会　場
①児童扶養手当	8月2日(月)、3日(火)	9:30～12:00 13:00～16:30	象潟保健センター「機能訓練室」
	8月4日(水)		金浦保健センター「研修室」
	8月5日(木)、6日(金)		仁賀保庁舎「第4会議室」

	期　日	時　間	会　場
②特別児童扶養手当	8月18日(水)	9:00～12:00	金浦保健センター「健康指導教室」
	8月18日(水)	13:00～16:30	象潟保健センター「保健指導室」
	8月19日(木)	9:00～12:00 13:00～17:00	仁賀保庁舎「福祉事務所」

◎8月分から父子家庭にも児童扶養手当支給開始

平成22年8月分から支給されます。（8～11月分を12月に支給）受給には申請が必要です。支給要件等の詳細については、問い合わせください。